

さいたま市シニアユニバーシティ大宮中央校校友会協議会
『会則』

平成23年4月1日制定

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市シニアユニバーシティ大宮中央校校友会協議会（以下『協議会』）とし、この会則は本会の運営に関し、必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 協議会は、大宮中央校各期卒業生で構成される校友会をもって組織し、本会に集う会員のために有意義な事業を行うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
又さいたま市シニアユニバーシティ連合会（以下『連合会』）に所属し、連合会の事業に協力するとともに、社会貢献活動等への自主的諸活動を促進する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 協議会事業の推進

協議会事業とは、文化の向上、健康増進、親睦、広報等を云う。

(2) 各期校友会活動情報の共有化

(3) 連合会事業への参加

(4) 社会的貢献活動への参加

(5) その他目的達成に必要な活動

(構成)

第5条 協議会は、第3条に賛同する大宮中央校各期校友会の会員をもって構成する。

(役員)

第6条 大宮中央校協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 理 事 各期会長及び副会長

(4) 会 計 1名（会長期の副会長）

(5) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次の通りとする。

(1) 理事は各期校友会の会長及び副会長とする。

(2) 会長および副会長は、理事の互選により選出する。

(3) 監事は理事会が理事以外から指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は協議会を代表し、会務を統率する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を分担し、事業の推進を図る。
- 4 会計は、庶務及び会計を行う。
- 5 監事は会計を監査する。

(会議の種類等)

第10条 会議は、定例理事会とし、必要に応じて臨時理事会を開催する。

- 2 会議は、会長が招集し、議長となる。

(理事会の開催と記録)

第11条 定例理事会は、理事をもって構成し、原則として隔月に1回開催する(年6回)。

- 2 会の記録は議事録の作成を以て行い、関係者に周知徹底を図る。

(議決事項)

第12条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、事業報告及び予算、決算に関する事項
- (2) 役員を選任
- (3) 会則の改廃
- (4) 連合会事業への参加
- (5) その他必要な事項

(議決方法)

第13条 議案は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、連合会からの助成金をもってこれに充てる。

但し、必要ある時には、理事会において全員の承認を得て会費を徴収する。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第16条 この会則による事業を円滑に実施するため、別に細則を定める。

(その他)

第17条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(附則) この会則は、平成23年4月1日から施行する。

会則第16条による細則

第1条 会則約第4条の事業を実施するため、総務部、企画部、広報部の3部を置く。

第2条 理事は各部の業務を分掌し、部長の職は副会長があたる。

第3条 総務部、企画部、広報部の分掌業務。

1. 総務部

- (1) 会議への提出議案の取り纏め及び会議議事録の作成
- (2) 金銭出納簿の作成・管理、必要に応じて会費の徴収
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 連合会との連絡調整に関する事項
- (5) 連合会への収支報告の作成並びに提出

2. 企画部

- (1) 連合会助成対象事業（文化の向上、健康増進等）の立案、申請及び実施
- (2) 各期校友会クラブ活動の交流促進
- (3) 社会的貢献活動への参加促進

3. 広報部

- (1) 連合会、協議会、校友会活動の情報提供
- (2) 会報及びホームページへの編集支援
- (3) ホームページに関する啓蒙活動
- (4) 広報資料（連合会の会報等）の配布